

## 1. 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年11月20日(水) 午前10時00分

閉会 令和6年11月20日(水) 午前10時40分

## 2. 案 件

### 付議事項

議案第39号 令和6年度教育費補正予算案を市長に提出することについて

【非公開】審議の結果、原案どおり決定

報告第12号 事務の臨時代理の報告について

【公開】審議の結果、原案どおり決定

報告第13号 事務の臨時代理の報告について

【公開】審議の結果、原案どおり決定

## その 他

### 1. 社会体育課の課名称及び担当名称の変更について

<社会体育課長>

社会体育課より、社会体育課の課名称及び担当名称の変更について報告いたします。

～資料に基づき説明～

#### ○【課名称及び担当名称の変更について】

現行の課の名称を、社会体育課からスポーツ課に変更し、社会体育担当からスポーツ推進担当に変更する旨を記載しております。

#### ○【スポーツ関連事項の流れ】

平成23年6月にスポーツ基本法が公布されて以降、平成27年のスポーツ庁設置、また、各種体育団体の名称や祝日の名称、体育イベントの名称等が順次「体育」から「スポーツ」へ変更されております。

さらに、全国の自治体でも、体育からスポーツといった言葉を含んだ組織名称に変更しているケースが数多くございます。

#### ○【課名称及び担当名称変更の目的】

課名称及び担当名称変更の目的でございますが、国内の「体育」から「スポーツ」への名称変更の流れを踏まえ、教育委員会としましては、スポーツ活動の推進として、「市民1人1スポーツの実践」などを掲げていることも踏まえ、スポーツ関連行政を積極的に推進していくものとして課名称及び担当名称を変更するものであります。

#### ○【課名称及び担当名称の変更に係る規則、要項等の対象範囲】

今回の課名称及び担当名称の変更に伴い、5つの規則、要項の改正が必要となります。

そのうち、市長部局の管轄によるものは、総務部総務課が対応し、教育委員会が管轄するものについては教育委員会で対応することとなります。

その他でございますが、今回の組織及び担当名称の変更につきまして、変更そのものにつきましては市長部局の総務課に内諾を得ており、また、どのような名称に変更するかについては、教育委員会に一任されて内容を記載したものであります。

新たな課名称及び担当名称につきましては、令和7年度から適用するものとして進めてまいります。以上です。

### 2. 総合教育会議について

<教育部長>

令和6年12月5日に開催予定の根室市総合教育会議についてご説明いたします。

～資料に基づき説明～

今回の会議では意見交換としまして、【「市民誰もが住み慣れたねむろで生き生きと暮らす」ための公民館活動】というテーマで意見交換をさせていただきたいと思っております。市の介護福祉課の職員、社会教育指導班にも参加いただき、根室市の「通いの場」の現状と課題を伺うとともに、公民館の「こころとこころの握手講座(Ne-ko-P)」を実践し、今後の高齢者向け学習・交流機会の拡充について意見交換を考えております。

委員の皆さんも、多くのご意見をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

<教育長>

その他ございますか。

以上で令和6年第11回教育委員会の会議を終了します。

(10時40分 終了)